



上昇気流

Vol.55

二〇一九年 夏号

目次	P1.2	消費税法改正
	P3.4	相続法改正
	P5	新入社員紹介
	P6	お客様紹介
	P7	FMおとくに

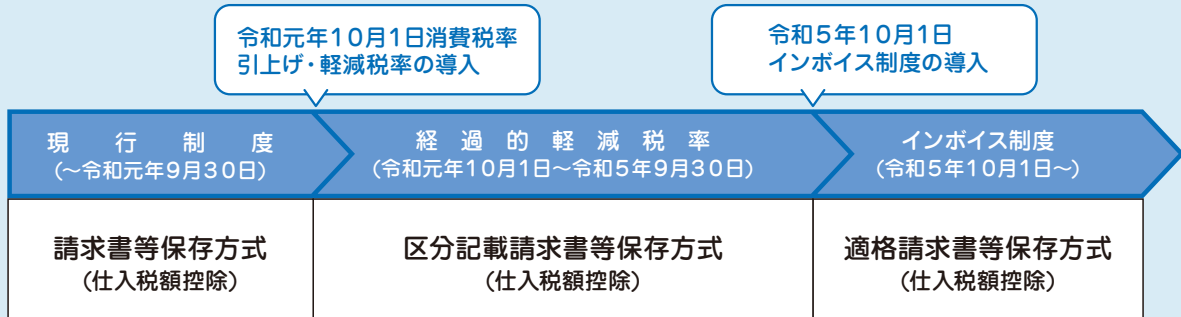
(有)タックス・プランニング
谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP : <https://www.tax-plan.jp/>
E-Mail : tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げられます

消費税の増税に伴い、「軽減税率」と「経過措置」が設けられます。またこれにより従来の請求書等の保存方式から、新しい請求書等保存方式へと仕入税額控除の要件が段階的に変わっていきます。

税率引上げ・軽減税率に伴う請求書等の保存方式



仕入税額控除制度については、現行、請求書等保存方式ですが、軽減税率制度の実施に伴い、税率ごとに区分経理を行う必要があるため、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、**区分記載請求書等保存方式**となります。令和5年10月1日からは**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**が導入されます。

① 区分記載請求書等保存方式

区分記載請求書等の記載事項

【区分記載請求書等に記載すべき事項】

- ①区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

⑤ (株)〇〇御中 ① △△商事(株)
××年11月30日

11月分 131,200円(税込み)

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

② 適格請求書等保存方式

○適格請求書を交付できるのは**適格請求書発行事業者に限られ**、税務署長に登録申請書を提出し登録を受ける必要があります。なお課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

適格請求書等の記載事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

⑥ (株)〇〇御中 ① △△商事(株)
登録番号 TO12345...
××年11月30日

11月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円 消費税 11,200円
10%対象 80,000円		消費税 8,000円
8%対象 40,000円		消費税 3,200円

適用税率及び消費税額の記載 ※ 軽減税率対象

令和元年10月1日前後の消費税率等の経過措置について

令和元年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

経過措置が適用される(8%となる)主な取引は以下のとおりです。

内 容	適用関係
① 旅客運賃等 元年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日(平成26年4月1日)から元年施行日の前日までの間に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、元年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、令和元年施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 26年指定日(平成25年10月1日)から31年指定日(平成31年4月1日)の前日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、元年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、元年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限ります。)における、元年施行日以後に行う当該資産の貸付け	

※上記以外にも「指定役務の提供」「予約販売に係る書籍等」「特定新聞」「通信販売」「有料老人ホームに係る契約」「家電リサイクル法に規定する再商品化等」などにも経過措置が設けられています。



消費税増税に伴う主な景気対策制度変更

低所得者・子育て世帯(0~2歳児)向けプレミアム付商品券発行	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月から令和2年3月までの間に使用できるプレミアム付商品券を発行・販売(一人当たり2万5千円(5千円のプレミアム)、分割購入可)。額面は小口(例:500円)に設定
自動車税の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率引上げ後に購入した新車から自動車税を恒久的に減税(1,000円~4,500円/年) 自動車税の1年に限り環境性能割の税率を1%分軽減
住宅ローン減税の対象期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> 減税対象期間を10年から3年間延長し、その期間で最大、建物購入価格の消費税2%分を減税
すまい給付金の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン減税の効果が限定的な所得層に対するすまい給付金は、対象となる所得階層を拡充(収入目安510万円以下→775万円以下)し、給付額も最大30万円から50万円に引上げ(令和元年10月1日~令和3年12月31日)
次世代住宅ポイント制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する新築・リフォームに対し、様々な商品等と交換できるポイントを発行(令和元年10月1日~令和2年3月31日)
キャッシュレス決済のポイント還元	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗は5%、フランチャイズチェーン加盟店は2%を消費者に還元

相続法改正

平成 30 年 7 月に相続法の改正が成立し、一部の改正を除いて令和元年7月1日から施行されることになりました。以下、改正点について簡単に紹介いたします。

自筆証書遺言に関する改正

①自筆について

これまで自筆で遺言を作成する場合には、全文を自筆する必要がありましたが、今回の相続法改正により、全てのページに署名押印すれば、財産目録部分については自筆しなくてもよいこととなりました。

なお、この改正部分については平成 31 年 1 月 13 日から施行されています。

②自筆証書遺言の保管制度

法務局が自筆証書遺言を保管する制度が新設されました。法務局が自筆証書遺言を保管するので、紛失・変造等の危険は少なくなります。しかし、死後の争いを防止するという意味では、やはりその当時の意思を公証してくれる公正証書によるのが一番良いと考えられます。

なお、この制度は令和 2 年 7 月 10 日から施行されます。

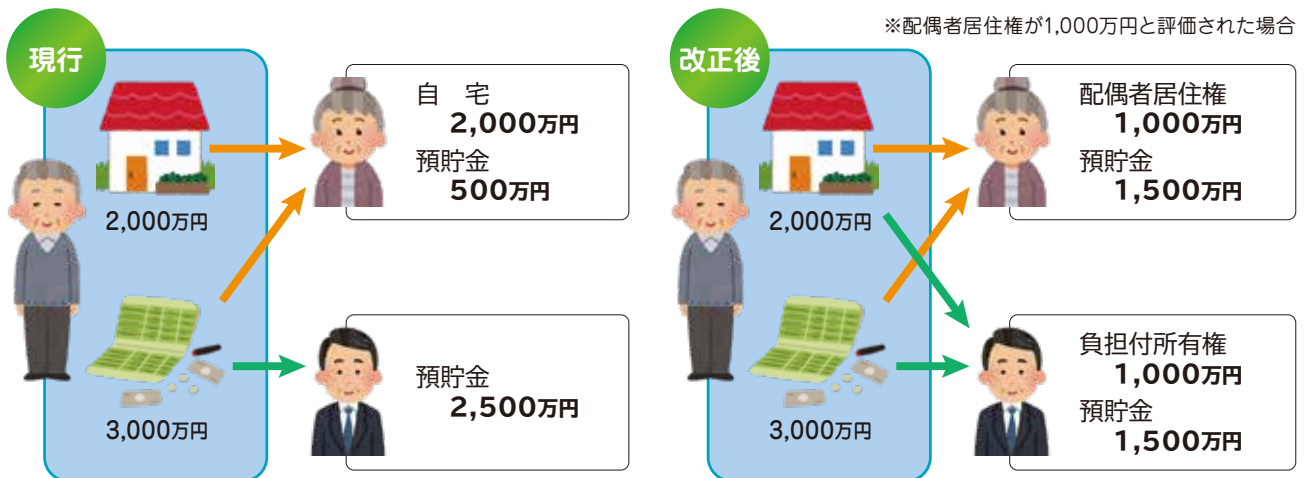


配偶者居住権の新設

生存配偶者の建物の居住利益を保護するために新たに定められました。これまでは居住権を確保するためには不動産を相続する必要があり、その分生存配偶者の取得できる預金等が減っていましたが、配偶者居住権を認めることにより、低廉な価格で権利を取得することができ、その分預金等の遺産を取得できるようになります。

なお、この制度は令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

事例：相続人が妻及び子、遺産が自宅（2,000万円）及び預貯金（3,000万円）だった場合



T&D
T&D保険グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成29年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

京都税理士共済支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F) TEL 075-256-7102

企業保障

ポーター賞
2004年度賞

DJIDO 大同生命保険株式会社

遺留分制度の見直し

①遺留分減殺請求権の金銭債権化

現行法では遺留分減殺請求権を行使すると株式や不動産等について、相手方と共有状態になるケースが多く起こりました。そのため、その株式や不動産等の相続・承継手続きがストップしてしまい、長い間争う原因にもなっていました。改正法では、現行の取り扱いを抜本的に見直し、遺留分権利者が、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いのみを請求することができるという遺留分侵害額請求権に改められました。

②遺留分算定における特別受益となる贈与の範囲の見直し

これまでは、法定相続人に対する生前贈与のうち特別受益にあたるものについては、時期を問わず（何年前の贈与でも）遺留分の計算上参入される（減殺の対象となる）とされてきました。改正法では、害意がある場合を除いて原則として相続開始前の10年間にしたものに限られることとなりました。

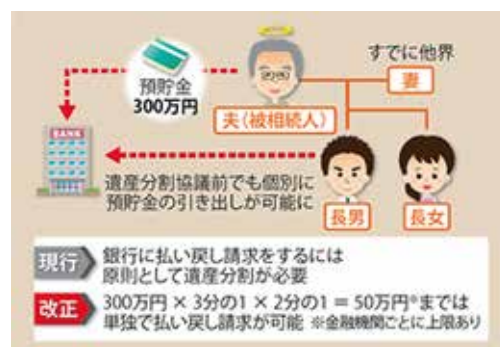


持戻し免除の意思表示の推定規定の新設

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他の一方に居住用不動産を遺贈または贈与したときは持戻し免除の意思表示をしたものと推定するという規定が新設されました。そのため、遺産分割の際には当該不動産は遺産から除外して遺産分割を行うこととなります。

預貯金の仮払い制度の新設

平成28年12月19日の最高裁判決により、預貯金債権を単独で払い戻したり、解約したりすることはできないという取扱いがされるようになりました。しかし、被相続人が亡くなったことにより、残された家族の当面の生活費が必要になったり、葬儀費用等とりあえず支払わなければならない相続債務が出てくる可能性があります。その時に遺産分割が完了するまで支払うことができないということでは困ってしまうため、預貯金債権の相続開始時の残高に3分の1を掛け、それに法定相続割合を乗じた額（150万円の上限あり）について、単独で権利行使ができるという制度が定められました。



特別寄与料の新設

相続人以外の被相続人の親族で、無償で労務提供による特別の寄与行為をし、それにより被相続人の財産が維持・増加した場合に、特別の寄与行為をした者が、相続人に対してそれに応じた金銭を支払うように請求できるという特別寄与料の制度が定められました。基本的には当事者間の協議で決められますが、協議が整わない場合には、相続の発生を知ってから6ヶ月以内に家庭裁判所に協議に代わる処分を請求する必要があるため、期間には注意が必要です。

※他にも改正された点はございますが、主な改正点についてご紹介させていただきました。詳細については、お気軽にお問い合わせください。

会計処理は スマホから

原票モバイル
×
原票会計S

日本ICS株式会社 京都営業所
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338
京阪四条河原町ビル9F TEL 075(371)6315

一緒にうれしい On Your Side

みなさまのすぐとなり
京都中央信用金庫がいます。

京都中央信用金庫

向日町支店 向陽小学校横 ☎(921)5391 FAX(934)6879	長岡支店 イズミヤ長岡店前 ☎(954)3121 FAX(955)8196
今里支店 今里4丁目16番地1号 ☎(955)5001 FAX(955)5074	東向日支店 阪急東向日駅前西入ル北側 ☎(922)7101 FAX(932)8990



新 入 社 員 紹 介



渡 邊 彬



- 趣 味** ゴルフ
- 好きな勘定科目** 雑費
- 最近うれしかったこと** ゴルフで自己ベスト85がでたこと
- 目 標** 会計士試験に受かり、会計士登録を行うこと

メッセージ

このたび、4月より入社いたしました。
 まずは、業務の基本を覚える所から、一日一日知識を蓄積していけるよう、様々なことに関わり、努力していこうと思っております。
 また、結果として、自分の成長や存在で、周囲の方々、お客様に良い影響を与えていけるようになればと考えております。
 まだまだ未熟者ではございますが、よろしくお願いいたします。

小 山 実 希



- 趣 味** 旅行
- 好きな勘定科目** 租税公課
- 最近うれしかったこと** 朝のテレビの占いで1位だったとき
- 目 標** 家庭との両立をはかりながら、仕事を頑張っていきたいと思っています。

メッセージ

勉強しながらですが、早く仕事を覚え、戦力になれるように、日々、がんばっていききたいと思っています。
 特に、主婦業と子育ての経験から培った、優先順位のつけ方や物事の進め方、相手を思いやる心、地域でのコミュニケーション力を生かし、仕事を進めていきたいと思っています。



保険に入ることは、助けてくれる
 仲間が1,000万人できること。

“大切な人を想う”のいちばん近くで。



日本生命

NISSAY

〒600-8006 京都府京都市下京区四条通柳馬場西入ル立売中之町103-1 ニッセイ四條柳馬場ビル7F
 Tel.075-212-7180 Fax.075-212-7025 京都代理店営業部 担当/小路・中岡

お客様紹介

1996年開校! 23年の実績ある英会話教室です。

見学はいつでも大歓迎!

TEL FAX 075-203-7321

Apple Tree English School

appletree.eigo@gmail.com
http://www.appletree-english.com



アップルツリー・イングリッシュ・スクール

ネイティブ講師陣

先生はネイティブスピーカー
本物の英語が学べます!

少人数クラス

少人数クラスで、「楽しく真剣に!」
学ぶ授業を行います!

自然な英語学習

「聞く→話す→読む→書く」の順に、
自然な形で英語を学べます!

開講クラス

- Little Kidsクラス(2~3歳)
- 小学生クラス
- 高校生クラス
- 幼稚園児・保育園児クラス (年少~年長)
- 中学生クラス
- 成人クラス



長岡京市今里樋ノ尻9-6

メロデハイム長岡京1F

北インド料理専門店 サーガル

Indian Restaurant sagar

当店は、ムガル王朝の宮廷料理の流れを汲む北インド料理のお店です。
鳥肉料理を得意としており、カシューナッツや生クリームをふんだんに使用して
います。

平日のランチは人気メニューのひとつですが、その他にも色々なおすすめ
メニューをご用意しております。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄り下さい。



所在地: 京都市右京区西院東中水町
日商岩井朱雀マンション1階
TEL: 075-315-2440
営業時間: ランチ 11:00 ~ 15:00
ディナー 17:00 ~ 22:30
土曜・日曜日のみ
11:00 ~ 22:30
オーダーストップ 22:00
定休日: 火曜日
駐車場: なし(提携パーキングあり)



機能と価格に新基準



ワークマンプラス



For the Customers 働く人に、便利さを

冬の防寒、夏の対策など高機能ウェアを多数取り揃えております
なんといってもワークマンの強みは

「低価格なのにプロが認める機能性があること」

全国800店舗以上を展開するワークマンが商品開発に込めている思いを、
みなさまの日々の生活の中でご提案します。

ワークマン 京都向日店

住所: 向日市鶏冠井町清水10
TEL: 075-933-5999
営業時間: 7:00~20:00
駐車台数: 6台

ワークマン 大津雄琴店

住所: 大津市雄琴6丁目12-22
TEL: 077-579-3477
営業時間: 7:00~20:00
駐車台数: 14台

TANI AKINORI



ALISA

税理士 谷明憲とDJ ALISAがお送りする
谷税理士法人のラジオ番組はじまりました!!

谷税理士法人の



タックス・アワー

毎週 月曜日 10:00~10:30
再放送 金曜日 08:30~09:00



HP: <https://fm-otokuni.com/>

スマートフォンのアプリからもお聞きいただけます。

 ListenRadio

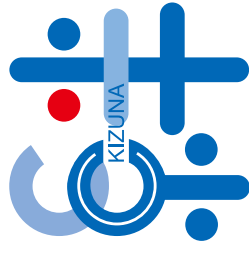
FM OTOKUNI
86.2



Android版



iPhone版



ゆたかなコミュニケーションを求めて



京都信用金庫

長岡支店 TEL951-6161
滝ノ町支店 TEL955-7022
桂川支店 TEL934-0011